

関係機関の長 各位

独立行政法人国立高等専門学校機構
長岡工業高等専門学校長
鈴木 秋 弘
(公印省略)

教員の公募について（依頼）

このたび、本校では、下記により機械工学科の教員を公募することになりました。ついては、貴所
属機関の関係者へ御周知くださいますようお願いいたします。
また、適任者がおられましたら、御推薦くださいますよう、併せてお願いいたします。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1. 職 名 ・ 人 員 | 助教 1名 |
| 2. 所 属 | 機械工学科 |
| 3. 任用予定年月日 | 令和9年4月1日 |
| 4. 専 門 分 野 | 機械工学、または機械工学と他分野の複合・融合分野 |
| 5. 担 当 科 目 | 材料工学分野の専門科目、学生実験・実習、学科・専攻科での研究指導、低
学年基礎科目 |
| 6. 応募資格・条件 | (1) 学士課程相当の材料工学分野の授業を担当できる方
(2) 当該専門分野について、教育、研究または実務上の優れた知識と能力及
び実績を有し、着任後も熱意をもってそれらを先導的に推進できる方
(3) 心身ともに健康で、高等専門学校の教育・学生指導（担任、クラブ顧問、
寮生指導等を含む）及び校務にも理解と熱意があり、かつ、地域連携、
国際交流にも強い意欲のある方
(4) 37歳以下（令和8年度末）で、次の(a)または(b)に該当する方（「雇用
対策法施行規則」第一条の三第1項三号のイ適用により、長期継続に
よるキャリア形成を図る必要があるため。）
(a) 博士の学位を有する方、または着任時までに取得見込みの方
(b) 修士の学位を有し、着任後5年以内に博士の学位を取得する意欲の
ある方 |
| 7. 任 期 | 着任時に博士の学位を有する方は、任期の定めはありません。着任時に博士
の学位取得見込みの方および修士の学位により応募された方は、5年間の
任期付き採用となり、任期中に博士の学位を取得した場合は、任期を付さな
い教員となります。 |
| 8. 応 募 締 切 日 | 令和8年11月30日（月）必着 |

9. 提出書類

- (1) 履歴書（写真貼付のこと）
 - (2) 個人調書-----本校所定の様式
 - (3) 論文・著書等一覧（論文、著書、口頭発表、指導実績、教育関係研究発表、各種資格等を項目別に記載）-----本校所定の様式
 - (4) 教育・研究活動等調書-----本校所定の様式
 - (5) 主要論文・著書3編以内（各2部、コピー可）
 - (6) 主要論文・著書等の概要（それぞれ800字程度）-----本校所定の様式
 - (7) 着任後の教育・研究についての抱負を1,200字程度にまとめた書面（A4版用紙により作成）
 - (8) 応募者に関する意見を求めることができる方（2名）の氏名と連絡先、本人との関係
 - (9) 博士の学位取得見込みの方および修士の学位により応募される方のみ、学位取得に関する計画書（様式自由、A4用紙1枚程度で具体的な取得計画を記載すること）
 - (10) 誓約書（こども性暴力防止法関連）-----本校所定の様式
- ※本校所定様式とあるものについては、本校ホームページ内教員公募のお知らせから取得してください。
(<https://www.nagaoka-ct.ac.jp/college-info/employment-info/>)

10. 選考方法

- 第1次選考：書類審査
第2次選考：第1次選考合格者を対象に面接及び模擬授業を実施
（令和9年1月中旬頃を予定）
※面接等に関わる交通費等は応募者負担となります。
※選考の評価等については、開示しません。

11. 書類の提出先及び問い合わせ先

【提出先】

〒940-8532 新潟県長岡市西片貝町888番地
長岡工業高等専門学校 総務課人事係
電話 0258-34-9313
E-mail: jinji@nagaoka-ct.ac.jp

【問い合わせ先】

長岡工業高等専門学校	
機械工学科長 池田 富士雄	科目担当者 青柳 成俊
電話 0258-34-9203	0258-34-9216
E-mail: ikeda@nagaoka-ct.ac.jp	aoyagi@nagaoka-ct.ac.jp

※書類の提出は、郵送の他、E-mailでも受け付けます。受領後返信メールを送信しますので、もし数日しても届かない場合は電話で問い合わせてください。書類を郵送する場合は簡易書留とし、封筒に「機械工学科教員公募書類在中」と朱書してください。なお、提出書類は原則として返却しませんが、返却を希望する場合は、切手を貼付けした返信用封筒を同封してください。

なお、JREC-IN Portal Web 応募も可能です。

(1) 本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを誓約書等で求めることとしています。このため、予め、採用選考過程において、誓約書等で、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

(2) 本校は男女共同参画を推進しており、業績（教育業績、研究業績、社会的貢献、人物を含む）の評価において同等と認められる場合には、女性を優先的に採用します。

(3) キャリア形成を支援する観点から、他の国立高等専門学校へ人事交流により異動することがあります。

(4) 応募者に関わる個人情報本校の教員選考のためのみに使用するものであり、第三者に提供または公表することはありません。

以上